

令和２年度札幌市地下歩行ネットワーク形成指針検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和２年度札幌市地下歩行ネットワーク形成指針検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和２年度札幌市地下歩行ネットワーク形成指針検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市の都心部における地下歩行ネットワークは、ＪＲ札幌駅周辺地区の開発、1972年の冬季オリンピック開催を契機とした地下鉄や地下街建設、平成２3年の札幌駅前通地下歩行空間の供用開始により、全長がおよそ９キロメートルにも及び、積雪寒冷地札幌の四季を通じた市民や来街者の安全・快適な回遊を支える都心の重要な資産となっている。

今後、地下歩行ネットワークを形成するには、民間開発の動きと連携し、民間建物の地下の活用や建物同士の接続等による公民連携による新たな展開が必要である。

本業務では、民間建物地下の活用や建物同士の接続等による地下歩行空間の創出を推進するため、地下歩行ネットワーク形成に係る指針を作成することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 地下歩行ネットワーク形成指針案の作成

過年度業務にて、作成した「地下歩行ネットワーク形成方針（案）」に、地下歩行空間の整備に関わる技術的な内容をガイドラインとして加えて、「地下歩行ネットワーク形成指針案」を作成する。また、指針案の概要版も作成する。

作成にあたっては、学識経験者からなる検討委員会での議論、庁内会議、パブリックコメントなどを踏まえ、方針案の修正、指針の内容検討、図・イラストの作成、レイアウト調整、表紙の作成などを行う。

ガイドラインには、「札幌駅前通公共地下歩道とビルとの接続基準」、「西２丁目地下歩道と沿道ビルとの接続に関する基準」、「札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準」、「札幌市地下街基本方針」、「渡り廊下等による消防用設備等の設置単位」、「土地利用計画制度等の運用基準」等の基準を参考に下記の要素を盛り込むものとする。

ア 地下歩道、地下鉄コンコース、地下街、民間ビルなどの接続先ごとに異なる基準を踏まえ、接続先ごとの供用開始に至るまでのフロー、協議先、協定締結等の手続き、都市計画に関する事項、役割分担など接続に関わる要件を整理

イ 接続先ごとに、関連法令、基準等を考慮して、幅員、付室構造、設備、建築仕上りなど整備に関わる基準や考え方を整理

ウ 接続先ごとに、責任分界点、開放時間、清掃、修繕、非常時の連絡体制など維持管理に関わる基準や考え方を整理

エ 本市における容積率緩和制度、補助制度の整理

(2) 地下歩行ネットワーク形成のケーススタディ

２地区程度（２街区～３街区の範囲）を想定し、民間敷地内（建物地下）を活用し、地下歩行ネットワークを形成した場合の費用やルート等を検証する。検証に当たっては、地下埋

設物の状況や沿道ビルとの接続を勘案し、平面図、縦断図を作成する。

(3) 会議等開催支援

ア 学識経験者等で構成される検討会（3回程度開催予定）及び庁内会議（3回程度開催予定）の資料作成、検討会の準備・運営、議事録（逐語録、議事抄録）の作成を行う。

イ 検討会及び会議の開催にあたっては、資料を用意すること。（部数については、その幾度指示する。）

(4) 報告書の作成

(1)～(3)の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成することとする。

(5) 資料提供

過年度検討業務報告書、「地下歩行ネットワーク形成方針案」、「札幌駅前通公共地下歩道とビルとの接続基準」、「西2丁目地下歩道と沿道ビルとの接続に関する基準」、「札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準」、「札幌市地下街基本方針」、「渡り廊下等による消防用設備等の設置単位」、「土地利用計画制度等の運用基準」、関連計画などを電子媒体にて、1/2500 地図データ（Shape 形式等）、地下埋設物データを紙媒体にて、発注者より提供する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年3月25日（木）までとする。

6 業務提案の上限額

金 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等
(2) 地下歩行ネットワーク形成指針案の作成	関係する基準やネットワークの管理等に係る指針を整理する上での考慮すべきポイント
(3) 地下歩行ネットワーク形成のケーススタディ	民間敷地内（建物地下部分）を活用し、ネットワークを形成するための具体的な検証をする上での考慮すべきポイント
(4) 会議等開催支援	学識経験者等で構成される検討会資料の作成、運営にあたり配慮すべき事項等
(5) 業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する業務の経歴
(6) 業務工程表	履行期間中における業務別のスケジュール
(7) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳

※各項目ごとにA4版1ページまでとする。ただし、(2)～(4)については、A4版2ページ(又はA3版1ページ)までとする。

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成31・32年度札幌市競争参加入札資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 地下空間利用に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書(様式第1号)

(添付書類)

ア 同種業務等実績書(様式第2号)

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し)及び当該業務の内容が確認できる書類(設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類)

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書(様式自由、片面使用)

用紙サイズはA4版又はA3版とし、A3版についてはA4版へのファイル折りを行うこと。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】9部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和2年4月14日(火)15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。
- オ 企画提案に必要な過年度の検討資料などは、下記 13 の場所にて閲覧可能。閲覧を希望する場合は事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和2年4月7日(火) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の連絡先までメールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和2年度札幌市地下歩行ネットワーク形成指針検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れ

た能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは 30 分程度(説明 15 分・質疑 15 分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和 2 年 4 月 16 日（木）

二次審査 令和 2 年 4 月 21 日（火）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 5 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	業務の目的、内容を十分に理解しているか	15
(2) 地下歩行ネットワーク形成指針案の作成	・業務の目的、内容を十分に理解しているか ・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか ・提案内容は業務目的に合致したものであるか ・説明や質問を通じた対象分野への専門性	20
(3) 地下歩行ネットワーク形成のケーススタディ		20
(4) 会議等開催支援		20
(5) 業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験、業務への取組意欲等	15

(6) 業務工程表	適切なスケジュールを組めているか	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側）
電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114
E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp